

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市労務職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第8号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前			
(初任給)		(初任給)			
第3条 新たに職員となる者の職務の級及び号給は、別表第2の初任給基準表における初任給欄に定めるとおりとする。この場合において、新たに職員となる者が採用する職種と同種類の業務の経験を有し、又は既に就労したことのある者であるときは、 <u>市長の定めるところにより</u> 、初任給欄に定められた号給より上位の号給とする。		第3条 新たに職員となる者の職務の級及び号給は、別表第2の初任給基準表における初任給欄に定めるとおりとする。この場合において、新たに職員となる者が採用する職種と同種類の業務の経験を有し、又は既に就労したことのある者であるときは、 <u>初任給基準表の経験年数換算欄の規定に基づき</u> 、初任給欄に定められた号給より上位の号給とする。 <u>ただし、初任給基準表の最高給料欄に定められた級及び号給を超えるものとする</u> ことはできない。			
2 <省略>		2 <省略>			
別表第2（第3条関係） 初任給基準表		別表第2（第3条関係） 初任給基準表			
<u>学歴免許</u>	<u>初任給</u>	<u>職種</u>	<u>初任給</u>	<u>最高給料</u>	<u>経験年数換算</u>
高校卒	1級17号給	技能員	1級	1級	業務又は就労経験のある者の初任給は、 それらの者の年齢1
中学卒	1級9号給	用務員	1号給	49号給	
		調理員			

				<p>6歳を超える就労年 数2年を4号給とし て換算し、初任給欄 の号給より上位の号 給とする。</p>
		<p><u>備考</u> 学歴は、中学卒とする。これらの者の初任給は、<u>正規の修学年数が9年以下であるときは初任給欄のとおりとし、修学年数が9年を超える年数は就労年数として経験年数換算欄に定めるところにより換算する。</u></p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。